奈良県広域水道企業団議会事務局処務規則をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団議会議長 吉田 雅範

奈良県広域水道企業団議会規程第1号

奈良県広域水道企業団議会事務局処務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団議会の事務局の職員及び処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本会議及び議員全員協議会に関すること。
 - (2) 会議録に関すること。
 - (3) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
 - (4) 議案及び諸報告の処理に関すること。
 - (5) 請願及び陳情に関すること。
 - (6) 議会の広報に関すること。
 - (7) 職員の服務に関すること。
 - (8) 予算、決算及び経理に関すること。
 - (9) 文書の受領及び発送並びに保管に関すること。
 - (10)公印の保管に関すること。
 - (11)前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

(職員)

- 第3条 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 2 事務局長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 書記は、上司の命を受け、議会に関する事務に従事する。

(専決事項等)

- 第4条 事務局長は、次の事項を専決することができる。
 - (1) 事務の執行で軽易なものの企画及び調整並びに調査に関すること。
 - (2) 通知、照会その他の往復文書に関すること。
 - (3) 軽易な広報に関すること。
 - (4) 職員の出張、休暇その他服務に関すること。
 - (5) 前各号に準ずる事項に関すること。
- 2 事務局長があらかじめ指定する職員は、事務局長が不在のときは、前項に 掲げる事項を代決することができる。

3 前項の規定により代決した事項については、その後遅滞なく事務局長の後 閲を受けなければならない。

(公印)

第5条 公印の種類、寸法、ひな型、使用区分及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務局の職員及び処務に関し必要な事項は、企業長が定める関係規程の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

整理番号	種類	寸法(ミリ メートル)	ひな型	使用区分	保管責任者
1	議会印	方24	奈良県広域 水道企業団 議 会 之 印	議会名で発する 文書	事務局長
2	議長印	方24	奈良県広域 水道企業団 議会議長 之 印	議長名で発する 文書	事務局長
3	事務局長印	方21	奈良県広域 水道企業団 議会事務局 長 之 印	議会事務局長名 で発する文書	事務局長